

< 第 15 回 基準諮問会議資料 一部修正 >

**基準諮問会議
提言するテーマの選定方法について****1. 概要**

- 基準諮問会議の役割の一つに、企業会計基準委員会（ASBJ）で検討を行うテーマの提言がある。
- ここ数年、ASBJ は、東京合意に基づくコンバージェンス作業に大半の時間を費やすこととなり、基準諮問会議（以下「諮問会議」）からの提言も少数にとどまる。
- また、諮問会議から提言されたテーマについて、諮問会議における検討が必ずしも十分になされないまま提言がなされているのではないかとの意見も諮問会議の委員から聞かれる。
- これらの状況に対応するために、今後、提言するテーマの選定方法について、以下のとおり、会計基準レベルと実務対応レベルで手順を定めてはどうか。
- なお、本資料は、諮問会議事務局と ASBJ が共同して作成している。

2. 手順の提案**（１）会計基準レベル**

- ✓ 新たな原則を定めたり既存の原則を改正するような会計基準レベルのテーマについては、市場関係者に与える影響が大きいと想定されるため、より慎重な対応が求められると考えられる。

- ✓ 従来は、諮問会議当日の議論のみで ASBJ に対する提言がなされていたが、慎重な検討を行うために、例えば、以下のようなプロセスとしてはどうか。

諮問会議事務局は、諮問会議の 1~2 ヶ月前に、各諮問会議の委員に対して、新たなテーマの有無を確認する。また、随時、団体等からのテーマの提案を受け付ける。

諮問会議事務局は、の提案について、基準レベルのものと実務対応レベルのものに区分し、基準レベルの提案については 以後のステップへ、実務対応レベルの提案については(2)の「実務対応レベル」のステップへ進む。

諮問会議の委員の中でテーマ担当の委員を数名選任し、当該委員により、で提案された基準レベルの提案の内容について事前検討会を実施する。

諮問会議では、で提案した委員等からの内容についての説明、の事前検討会の結果を報告後、審議を行う。審議の結果、コンセンサスが得られた場合は、ASBJ に提言する。得られなかった場合には、検討の取りやめ又は次回の諮問会議に繰越しを行う。

ASBJ では、諮問会議から提言を受けた場合、テーマとして採り上げるかどうかを決定する。

< 第 15 回 基準諮問会議資料 一部修正 >

(2) 実務対応レベル

- ✓ 実務対応レベルのものとしては、以下のような分野が想定される。

- 既存の会計基準等の解釈
- 新しい取引や金融商品に対する当面の取扱い

これらの実務対応レベルの問題について、ASBJ では、ここ数年コンバージェンス作業を優先してきたため、必ずしも十分な対応が図られておらず、また、関係者からこれらの分野への対応の強化の要望が聞かれるところである。したがって、ASBJ では、現在休止中の実務対応専門委員会の再組成も含め方策を検討しているところである。

- ✓ これらの実務対応レベルのテーマについては、適時な対応が必要とされるため、年 3 回の諮問会議ではタイムリーに対応できない可能性もあるが、基準レベルのテーマと同様に、テーマアップについては慎重な対応が求められると考えられ、諮問会議の関与が必要であると考えられる。

- ✓ 例えば、以下のようなプロセスとしてはどうか。

ASBJ が、実務対応専門委員会を再組成する（作成者、監査人、利用者で構成）。

実務対応専門委員会の専門委員から、諮問会議事務局にテーマアップの提案を行う。

（１）「会計基準レベル」の に記載した諮問会議のテーマ担当の委員に、実務対応専門委員会のオブザーバーとしてご参加頂き、 のテーマアップの検討に加わって頂く。

以下につき、実務対応専門委員会（原則、非公開）において、論点を整理のうえで、実行可能性等の観点から、テーマを評価する。

1. 実務対応レベルのテーマとして諮問会議の委員から提案されたもの（「(1)会計基準レベル」の を参照）
2. 上記 で実務対応専門委員会の委員から提案されたもの
3. 随時、団体等から受け付けたテーマ提案

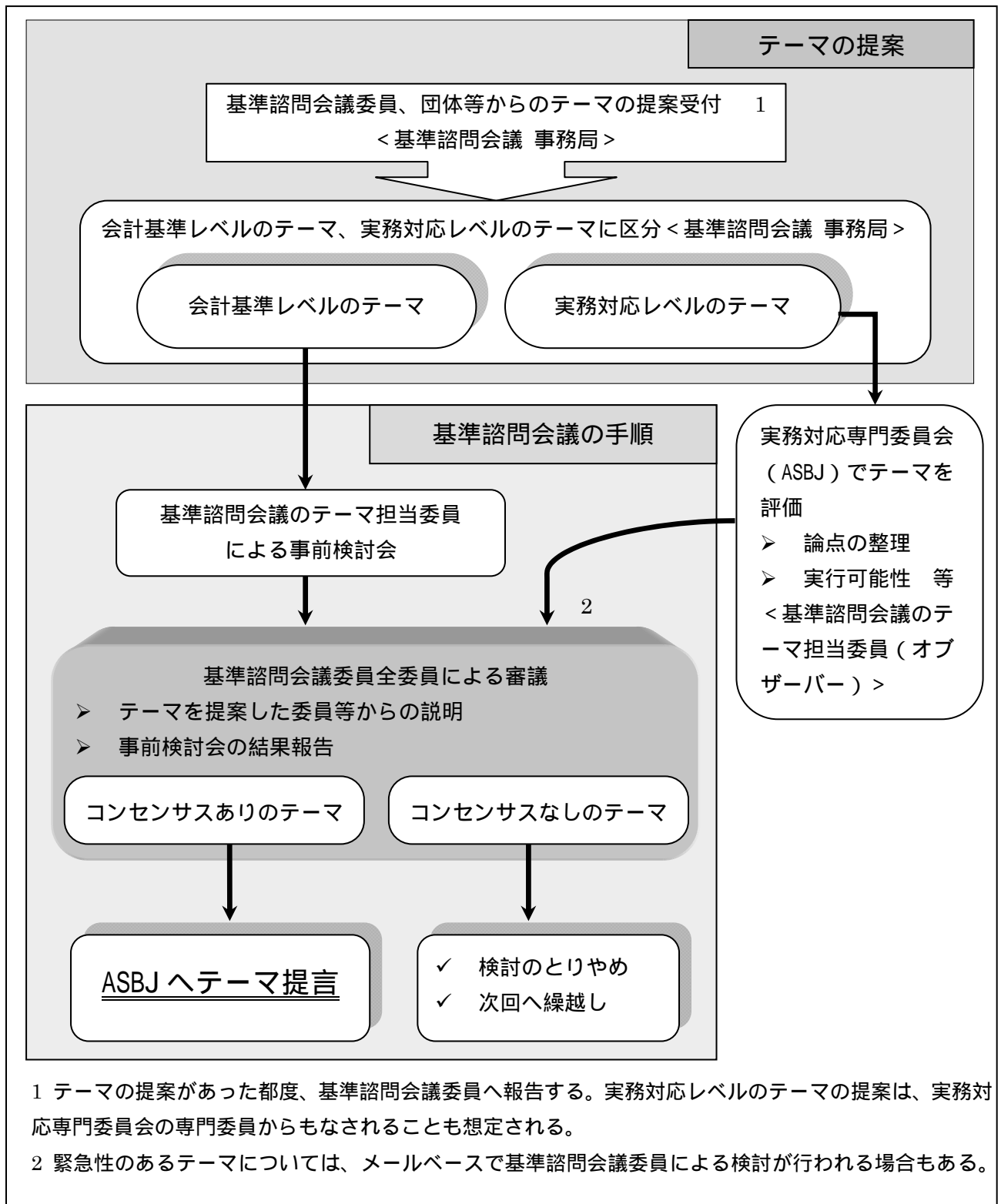
実務対応専門委員会におけるテーマアップに関する検討を諮問会議に報告し、諮問会議においてテーマアップの是非について審議を行う。

なお、緊急性のある案件については、メールベースでの審議も可能とする。この場合、テーマアップすべきと判断されたものについては、議長又は議長が指名した諮問会議の委員から ASBJ にテーマアップを提案する。

以 上

< 第15回 基準諮問会議資料 一部修正 >

< ASBJ へのテーマ提言フロー >



(注) 上記の他、ASBJ では、緊急性の高い案件 (例: 税制改正対応等) 等について、独自にテーマを選定することも可能となっている。

< 第 15 回 基準諮問会議資料 一部修正 >

【参考：修正前の< ASBJ へのテーマ提言フロー >】

